三　第一条中租税特別措置法施行規則第四条の四の改正規定、同令第五条の二の改正規定、同令第五条の四の次に四条を加える改正規定、同令第九条の六の改正規定、同令第十八条の十三の五第二項の改正規定、同令第十八条の十五の三第二十項の改正規定（「（平成十五年財務省令第七十一号）」を削る部分に限る。）、同令第十八条の十五の十一第二項第九号イの改正規定、同令第十八条の二十三の二の次に一条を加える改正規定、同令第二十二条の十八の四第五項及び第六項並びに第二十二条の十九第九項及び第十項を削る改正規定、同令第二十二条の二十の二第六項及び第七項並びに第二十二条の二十の三第五項及び第六項を削る改正規定、同令別表第七㈠の改正規定（同表の備考2㈱に係る部分を除く。）、同令別表第七㈡の改正規定（同表の備考3に係る部分を除く。）並びに同令別表第七㈢の改正規定（同表の表に係る部分及び同表の備考3㈧に係る部分に限る。）並びに附則第八条、第十一条、第十六条及び第三十六条第三項の規定　平成三十二年一月一日

四　第一条中租税特別措置法施行規則第三十七条の三第一項の改正規定（「及び第十条の四」を「、第十条の四及び第十条の六第一項」に改める部分に限る。）、同令第三十七条の四（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十七条の四の七を同令第三十七条の四の九とする改正規定、同令第三十七条の四の八とし、同令第三十七条の四の五を同令第三十七条の四の七とする改正規定、同令第三十七条の四の六を同令第三十七条の四の八とする改正規定、同令第三十七条の四の四の改正規定、同条を同令第三十七条の四の六とする改正規定、同令第三十七条の四の三の改正規定、同条を同令第三十七条の四の五とする改正規定、同令第三十七条の四の二（見出しを含む。）の改正規定、同条を同令第三十七条の四の四とする改正規定、同令第三十七条の四の次に二条を加える改正規定並びに附則第三十五条の規定　平成三十二年四月一日

五　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の二十一の改正規定（同条第三項及び第六項に係る部分を除く。）、同令第十八条の二十二の改正規定、同令第十八条の二十三の改正規定及び同令第十八条の二十三の二の改正規定（同条第三項に係る部分及び同条第六項に係る部分を除く。）並びに附則第十八条及び第十九条の規定　平成三十二年十月一日

六　第一条中租税特別措置法施行規則第三十七条の三第一項の改正規定（「及び第十条の四」を「、第十条の四及び第十条の六第一項」に改める部分を除く。）　平成三十五年十月一日

七　第一条中租税特別措置法施行規則第五条の九の見出しの改正規定、同条第五項の改正規定（「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定（「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。）、同条第十項の改正規定（「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。）、同条第十二項の見出しの改正規定、同条第五項の改正規定（「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。）及び同条第七項の改正規定（「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。）　地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日

八　次に掲げる規定　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日

イ　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の改正規定、同令第二十二条の六の改正規定、同令第二十三条の二第一項第一号の改正規定、同令第二十三条の七の改正規定（同条第四十五項に係る部分を除く。）、同令第二十三条の八第十七項の改正規定（「農地又は」を「農地（農地法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。第十九項において同じ。）又は」に改める部分に限る。）、同条第十八項の改正規定、同条第十九項の改正規定、同条第二十項の改正規定（「第二十三条の七第二十五項第三号」を「第二十三条の七第二十五項第一号ハ」に、「同項第四号」を「同号ニ」に改める部分に限る。）及び同条第三十二項第二号の改正規定

ロ　第二条の規定

ハ　第三条の規定

九　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十一第十項の改正規定（「に準じて計算する」を「又は施行令第二十五条の十二の三の規定に準じて計算する」に改める部分及び「規定する事由」の下に「又は施行令第二十五条の十二の三に規定する事由」を加える部分に限る。）、同項第二号ロの改正規定（「に準じて」を「又は施行令第二十五条の十二の三の規定に準じて」に改める部分に限る。）、同条第二十一項の改正規定（「に準じて計算する」を「又は施行令第二十五条の十二の三の規定に準じて計算する」に改める部分に限る。）、同項第二号の改正規定（「に準じて」を「又は施行令第二十五条の十二の三の規定に準じて」に改める部分に限る。）、同令第二十二条の九の三を同令第二十二条の九の二とし、同条の次に一条を加える改正規定（同令第二十二条の九の二とする部分を除く。）、同令第二十二条の七十三の次に一条を加える改正規定及び同令第三十条の二の改正規定（同条第四項に係る部分（「第百十四条第二項」を「第百二十八条第一項又は第百十四条第一項」に改める部分及び「第百十三条第一項又は第百十四条第一項」に改める部分に限る。）を除く。）並びに附則第三十四条の規定　産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日

十　第一条中租税特別措置法施行規則第二十三条の七第四十五項の改正規定、同令第二十三条の八の改正規定（同条第十四項に係る部分、同条第十七項に係る部分（「第四十条の七第三十項」を「第四十条の七第三十四項」に改める部分及び「第四十条の七第三十九項」に改める部分を除く。）、同条第十八項に係る部分、同条第十九項に係る部分、同条第二十項に係る部分（「法第七十条の四第二項第四項に規定する都市営農農地等（次項において「都市営農農地等」という。）又は同条第二項第三号」を「都市営農農地等又は法第七十条の四第二項第三号」に改める部分を除く。）及び同条第三十二項第二号に係る部分を除く。）、同令第二十三条の八の二の改正規定及び同令第二十三条の八の四の改正規定並びに附則第三十三条第八項の規定　都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日

十一　第一条中租税特別措置法施行規則第二十三条の九第三十一項第一号イ⑵㈢の改正規定、同令第二十三条の十第二十九項第一号イ⑵㈢の改正規定及び同令第三十条の二第四項の改正規定（「第百十四条第二項」を「第百二十八条第二項」に改める部分及び「第百十三条第一項又は第百十四条第一項」を「第百二十七条第一項又は第百二十八条第一項」に改める部分に限る。）　産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十二　第一条中租税特別措置法施行規則第三十一条の四の次に一条を加える改正規定及び同令第三十一条の五の改正規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日

十三　第一条中租税特別措置法施行規則第三十一条の七の次に一条を加える改正規定　道路法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第六号）の施行の日

十四　第一条中租税特別措置法施行規則第三十一条の八の改正規定及び同令第三十一条の九の改正規定　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第　号）の施行の日